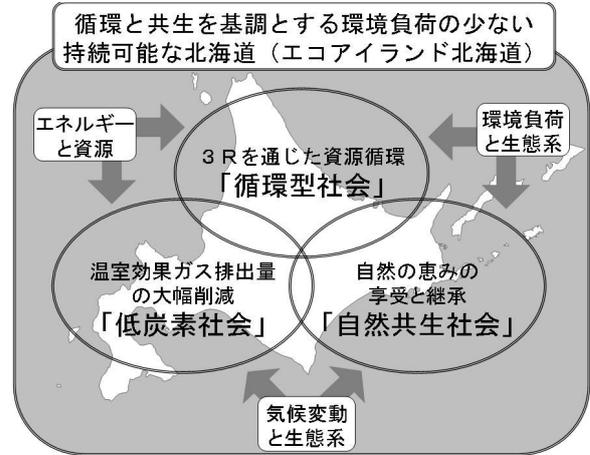


## 序章 三つの社会の実現を目指して

道では、「北海道環境基本条例」に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐための基本的な計画として、平成20年3月に「北海道環境基本計画[第2次計画]」を策定し、「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を目指して各種施策に取り組むこととしています。

この基本計画の根幹となる3つの政策分野が①低炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会であり、それぞれ個別計画を策定し推進しています。

この序章では、各計画が示す「目指す姿」、それぞれの社会の実現に向けた北海道の優位性や課題、そして、それぞれの社会の実現に向けた取組の方向性などをまとめています。



### 低炭素社会の実現～北海道地球温暖化対策推進計画～

平成21年3月に制定した「北海道地球温暖化防止対策条例」に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年5月に「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

この計画では、国や道の現行施策の着実な推進や、地域として導入の可能性が高い再生可能エネルギーなどの技術・対策による排出削減量などを当面の削減目標とし、豊かな自然や地域資源など、本道が全国に誇れる優位性を活かしながら、「低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換」、「地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等」、「二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進」を重点施策として推進することとしています。

### 循環型社会の実現～北海道循環型社会形成推進基本計画～

平成20年10月に制定した「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、循環型社会の形成に関する施策をこれまで以上に総合的かつ計画的に推進するため、平成17年3月に策定した「北海道循環型社会推進基本計画」の見直しを行い、平成22年4月に新たな計画を策定しました。

この計画では、循環型社会の形成に向けた目標を明確にするとともに、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理」、「バイオマスの利活用の推進」及び「環境ビジネスの振興」の4項目を柱に、道民、事業者、NPOなどの民間団体及び行政がそれぞれの役割を担いながら、取り組むべき基本的な方策を示しています。

### 自然共生社会の実現～北海道生物多様性保全計画～

北海道らしい自然共生社会の実現に向け、自然環境を守る取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、今後の本道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」を平成22年7月に策定しました。この計画は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であると同時に、平成25年3月に制定された「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づく「生物多様性保全計画」として位置づけられています。

この計画では、「地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全」と「地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用」を目標に、あらゆる分野・レベルの活動を生物多様性の保全という基本的な枠組みに組み込んでいくよう努めることとしています。

## ＝ 1 低炭素社会を目指して

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最新の報告書（第4次評価報告書（2007年））では、「地球が温暖化していることには疑う余地がない」とし、最新の科学的知見と世界各国の専門家による評価の結果、「人為起源の温室効果ガス排出量が、20世紀半ば以降の地球温暖化の原因である可能性が非常に高い」とされています。また、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる減少、世界平均海面水位の上昇などが観測されており、世界平均気温は2100年には、今よりも1.8℃～4.0℃上昇すると予測され、人為起源の温暖化が進むことによって、将来的に世界各地で深刻な影響が生じるおそれがあると警鐘を鳴らしています。

### （1）北海道が目指す低炭素社会

地球温暖化による深刻な影響が懸念される中、国においては、平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、化石エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」に向けた取組と「循環型社会」、「自然共生社会」に向けた取組とを統合的に展開する必要があるとされました。

翌年の平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減させるという長期目標について、気候変動枠組条約の全締約国と共有し採択を求めること等について合意がなされました。

道では、北海道洞爺湖サミットを契機として、豊かな環境を有する本道から、環境に調和した持続可能な発展を可能とする社会の実現を目指し、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要があるとの考えから、平成21年3月に「北海道地球温暖化防止対策条例」を制定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年5月「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

「北海道地球温暖化対策推進計画」では、低炭素社会の実現に向け、本道のすばらしい自然や豊富な地域資源など、本道が全国に誇れる優位性を活用し、道、市町村、道民及び事業者が一体となって、地球温暖化対策に関する各部門の取組や技術革新などを進めることとしているほか、本道が21世紀半ばに目指す姿を「家庭」、「事業活動」、「地域」という3つの視点で整理しています。

～目指す姿～

- 家庭で（ライフスタイル） ～心の豊かさが感じられる質の高い生活
- 事業活動で（ビジネススタイル） ～健全な物質循環を保ち環境と経済が調和した社会
- 地域で（コミュニティスタイル） ～地域における一つひとつの取組を積み重ね環境負荷が少ない社会

## (2) 北海道の優位性及び課題

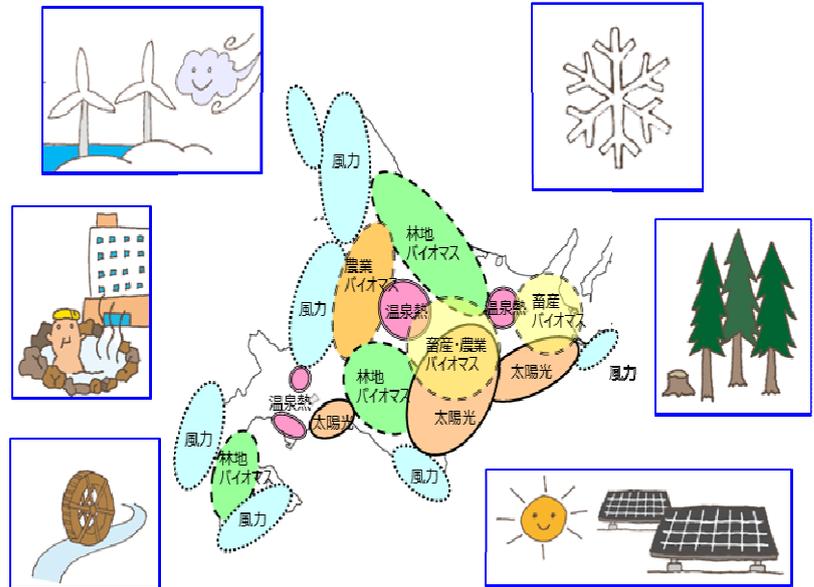
北海道は、国土の22%を占める広大な土地、世界自然遺産の知床をはじめとする優れた自然環境、豊かな水と森など、自然資源にとっても恵まれています。こうした豊かな自然資源を背景に高い食料供給力を持つとともに、風力、太陽光、雪氷、バイオマス、地熱、温泉熱など、豊富なエネルギー資源を有しています。

【本道の豊富なエネルギー資源】

一方、積雪寒冷な気候条件や広域分散の地域特性などから、灯油や重油の消費割合が高く、全国と比較して化石燃料への依存度が高くなっています。

また、部門別のエネルギー消費割合を見ると、北海道は全国に比べ民生（家庭）部門や運輸部門の割合が高く、産業部門の割合が低くなっています。二酸化炭素排出量の割合でも同様の傾向となっています。

北海道が目指す低炭素社会の実現に向けては、こうした優位性や課題を十分に踏まえて取組を進める必要があります。



## (3) 目指す社会の実現に向けて

「北海道地球温暖化対策推進計画」では、本道のすばらしい自然、豊富な地域資源など、本道が全国に誇れる優位性を活かしながら、「低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換」、「地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等」、「二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進」を重点施策として推進することとしています。

「低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換」を図るため、道民や事業者等の温暖化防止行動の促進や環境保全に貢献する企業の認定による温暖化防止行動の促進、北海道地球温暖化防止活動推進センターと連携・協働した普及啓発・活動などに取り組むこととしています。

また、「地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等」を図るため、省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進や太陽光、水力、雪氷、バイオマスなど道内の多様なエネルギー資源を有効活用した再生可能エネルギーの利用促進などに取り組むこととしています。

そして、「二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進」を図るため、二酸化炭素の吸収など森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する森林や地域特性に応じた森林の整備・保全と道民参加による森林づくりの推進、木材及び木質バイオマスの利用促進などに取り組むこととしています。

道では、こうした重点施策として取り組む各種施策を毎年度「ガイア・NEXTプロジェクト」として取りまとめ、関係各部署が連携し、本道における低炭素社会の実現に向けて積極的に取り組んでいます。

## ＝ 2 循環型社会を目指して

### (1) 北海道が目指す循環型社会

本道の優れた環境を保全し、次の世代に継承していくためには、循環と共生を基調とした、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めることがますます重要です。

道では、「北海道らしい循環型社会」を形成するため、次のような社会を目指しています。

～目指す姿～

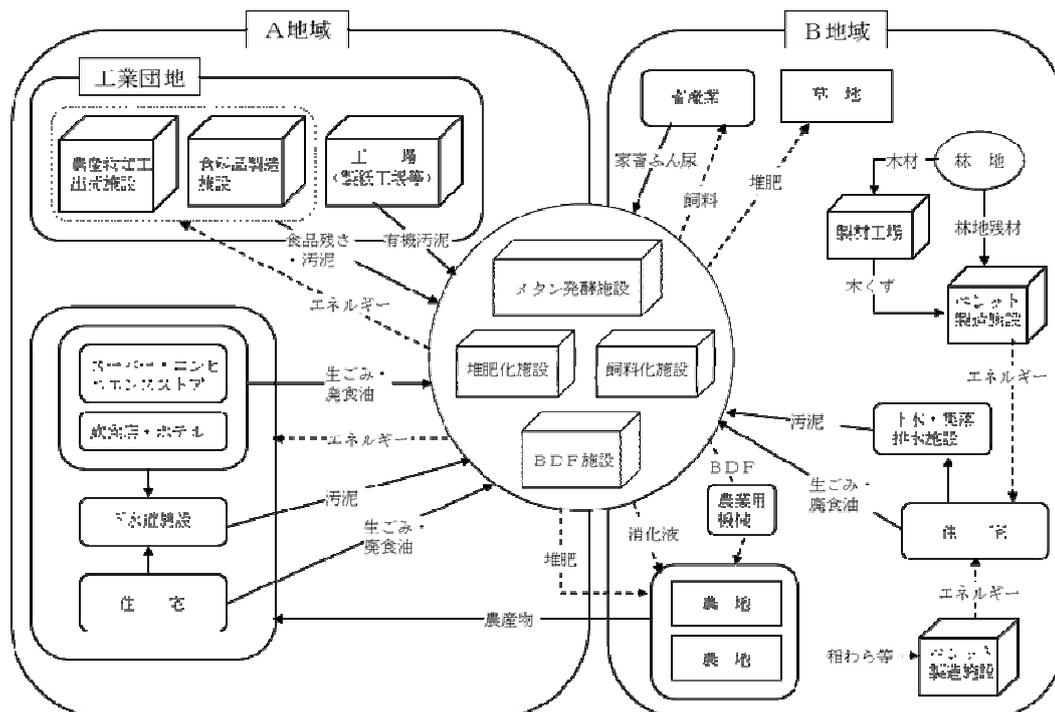
- 人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。
- 企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3R(スリーアール)や適正処理が定着している社会。
- 家畜ふん尿、生ゴミや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。

### (2) 北海道の優位性

道内には多様かつ豊富にバイオマスが賦存しており、重要な資源となっています。こうした資源を有効利用する考え方として、地域循環圏があげられます。

地域循環圏とは、地域から発生する循環資源をなるべく域内で循環利用することを基本とし、循環資源の性質、利活用技術及び施設のほか、土地利用、産業形態、気候などの諸条件に応じて広域的な地域で循環させるという考え方です。このイメージを念頭に循環型社会を形成するための施策を展開することとしています。

【地域循環圏のイメージ】



左下の図は A 地域は都市部、B 地域は農山村地域を想定したバイオマスを主体とするイメージの例です。都市部と農山村地域が隣接している場合、農山村地域内で発生するバイオマスは域内で循環することを基本とし、域内の諸条件により効果的・効率的に利活用する必要があるものについては、都市部から安定的に排出されるバイオマスとともに、利活用先の用途に応じてエネルギー等に変換され供給することをイメージしています。

### (3) 目指す社会の実現に向けて

道では、北海道らしい循環型社会の形成に向けた総合的な計画として平成 17 年 3 月に「北海道循環型社会推進基本計画」を策定し、各種の取組を進めてきましたが、実現には様々な課題があることから、循環型社会の形成を加速させるため新たな制度的枠組みとして、平成 20 年 10 月に「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」を制定・公布したところです。

さらに、平成 22 年 4 月には、この条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針や、道が総合的に講ずべき施策などの事項を定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

北海道が目指す循環型社会の形成に関する施策については、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型ビジネスの振興」の 4 つの基本事項に基づき展開することを基本方針としています。

また、次のことを前提として施策を推進しています。

#### 【施策推進の際の前提】

- 廃棄物等の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するため、第 1 に発生抑制（リデュース）、第 2 に再利用（リユース）、第 3 に再生利用（マテリアルリサイクル）、第 4 に熱回収（サーマルリサイクル）、最後に適正処分という優先順位を踏まえる。
- 循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び処分に当たっては、環境の保全上支障が生じないように適正に行う。
- 循環型社会の形成を推進するため、道民、NPO・NGO 等、事業者、行政の各主体が役割分担し、それぞれが自主的に又は互いに連携、協働して取組みが進められる。

また、「北海道環境基本計画[第 2 次計画]」の 5 つの視点（①自然と共生する ②健全な物質循環を確保する ③持続可能な生活を目指す ④環境に配慮した地域づくりを進める ⑤環境と経済の良好な関係をつくる）及び地域循環圏の構築にも留意しながらその取組を進めることとしています。

循環型社会を形成するためには、道民一人ひとりとはもとより、事業者、団体、行政といった各主体がそれぞれの役割を踏まえて、それぞれの活動場面に応じた具体的な行動をとっていくことが必要です。

## ＝ 3 自然共生社会を目指して

### (1) 北海道が目指す自然共生社会

道では、「北海道らしい自然共生社会」を形成するため、次のような社会を目指しています。

～目指す姿～

- 世界自然遺産の知床では、保全と適正な利用を進めるためのルールが確立され、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このような地域の環境特性に応じて保全と利用の両立を図る考え方は、道内のほかの地域においても、徐々に浸透しています。
- 野生生物の適正な保護管理が図られ、野生生物による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が減少し、外来種による影響が抑えられています。
- 人々に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺などの自然とのふれあいや、自然と調和した景観が確保されています。
- 野生生物の種の保存などが図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されています。
- 自然資源は、生物多様性に及ぼす影響が回避され、または低減されるよう、持続可能な方法で利用されています。

### (2) 北海道の優位性及び課題

本道の自然環境は、北方系の野生生物が生息・生育するとともに、本州以南と共通する南方系の野生生物も見られる多様な生態系で構成されています。国内の他の地域では見られない北海道固有の生物多様性は、私たちの貴重な財産となっています。

地域の生物多様性は、食料生産や医薬品への利用、洪水・土砂流出の防止などの国土保全、水源かん養、気候の調節などの役割、レクリエーションの場や観光資源となるなど、様々な「恵み」をもたらし、人々の暮らしを支えています。これらの価値は「生態系サービス」と総称され、重要性が注目されていますが、一方では、次のような課題もあります。

【生物多様性の保全と利用に関する主な課題】

- 野生生物の中に、生息・生育地の改変などにより、絶滅のおそれに瀕している種がある一方、エゾシカのように数が増え、甚大な農林業被害や生物多様性に深刻な影響を与えている種があります。
- アライグマやセイヨウオオマルハナバチなど、人為的な持ち込みにより、本道に定着している外来種が、地域おける生物多様性の脅威となっています。
- 自然とのふれあいを求めるニーズの高まりを背景としたアウトドア活動が活性化する一方で、一部の自然公園では、登山道の浸食や希少植物の踏み荒しなど、利用者の増加やマナー低下などに起因する自然環境への悪影響が生じている地域があります。
- 人間活動を原因とする地球温暖化が起こっており、気候変動に弱い野生生物は、絶滅のおそれが高まるなどの影響が懸念されています。

### (3) 目指す社会の実現に向けて

生物多様性は、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然的社会的条件に応じて保全されることが大切です。

将来にわたって生物多様性の恩恵を受けるためには、私たちはその価値を正しく認識し、持続可能な方法で利用することが求められています。

人と自然が共生する社会の実現に向け、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」の運用やホームページ、リーフレットなどによる情報提供、普及啓発などに取り組むことで、生態系サービスを支える自然のしくみへの理解や、影響の少ない行動を心がけたり、悪影響のあるものを取り除くなどの活動を促進していきます。

【生物多様性保全のイメージ】

